

文化看護学会研究助成金に関する規程

(趣旨・目的)

第1条

文化看護学会研究助成金は、文化看護学の新しい知見の創出につながる学会員の研究活動を助成し、文化看護学の研究の推進を図ることを目的とする

(助成金額と人数)

第2条

研究助成金は1課題につき10万円とし、年間最大2題の研究課題に支給する。

(応募資格及び要件)

第3条

研究代表者は文化看護学会の会員であること(申請年に入会申込中の者も含む)とする。

異文化看護や国際看護、地域文化を反映した看護など「文化的感受性」の高い看護実践や研究の発展を目指す内容の課題を助成対象とする。

同一の研究課題で他の助成金に応募している場合でも本助成金に応募することができる。

(募集と選考方法)

第4条

1. 募集は毎年1回行う。
2. 研究活動推進委員会は、学会ホームページ、学会誌等を通じて、会員に募集要項を公表し、申請者を募る。
3. 申請者は、助成金申請書を研究活動推進委員会に提出する。
4. 研究活動推進委員会は、申請者より提出された申請書に基づき審査を行い、助成候補となる研究課題を決定する。
5. 理事会は、研究活動推進委員会が決定した助成候補となった研究課題について審議し、助成研究課題を決定する。

(助成金受給研究課題の公表)

第5条

理事会は助成金受給研究課題を総会において公表する。

(助成金の使途報告)

第6条

助成金に対しては、使途報告義務を課さない。

(研究代表者の義務)

第7条

研究代表者は助成を受けた研究課題が終了したら、学会に研究成果報告書を提出しなければならない。

第8条

研究代表者は、助成を受けた研究を、受給年を含め4年以内に学術集会で発表しなければならない。その際は、本学会より助成を受けたことを明記しなければならない。学術集会発表後は、学会誌に投稿することが望ましい。

附則

1. この規定は2021年7月より施行し、2021年より募集を行う。
2. 2023年10月13日、一部改正実施する。